

## 提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。  
なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

**【提出期限】令和8年2月17日（火）**

区 分	摘 要
1 登記事項証明書（現在事項全部証明書） （写し可）	法務局の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
2 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）	各総合振興局（振興局）税務課（納税課）は道税事務所の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
3 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（写し可）	道税の納税義務がない場合に提出 申請受付時前3か月以内に発行されたもの ※ 本店が道外で道内に支店等がある場合について 本店が道外であっても、道内に支店等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。 この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要です。
----- 本店が所在する都府県の事業税の納税が猶予されていることを示す書類の写し	各都府県が発行する納税猶予許可通知書 申請時点において猶予期限を越えないもの
4 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）	税務署の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3（法人用）
----- 納税の猶予許可通知書の写し	申請時点において猶予期限を越えないもの
5 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
6 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
7 社会保険等適用除外申出書	別記第20号様式 ※ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合
8 誓約書	別記第19号様式 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの証明
9 定款又は寄附行為（写し）	会社以外の法人の場合
10 貸借対照表（写し）	合名会社、合資会社の場合 会社以外の法人の場合

11	北海道内に事業所を有することの証明	事業所に係る申出書（例示様式1）	
12	自動車保管場所調査及びデータ入力業務を適正に履行する能力を有することの証明	<p>入札参加資格の申請の日において、配置予定の業務処理責任者及び業務処理副責任者の氏名等、調査員及びデータ入力員等の正規雇用者及び非正規雇用者の内訳数、非正規雇用者の雇用形態を示した内訳表（例示様式2）</p> <p>※ 調査員及びデータ入力員に配置される予定の者に関する書類の添付</p> <p>(1) 新規雇用者を充てる場合の具体的雇用方法</p> <p>(2) 離島（利尻、礼文及び奥尻）における調査員の具体的運用計画</p> <p>※ 添付資料</p> <p>業務処理責任者、業務処理副責任者に指定する予定の者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し</p>	
13	<p>次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする者でないことの証明</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの</p> <p>オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>カ 心身の障害により事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p>	誓約書（例示様式3）	
14	個人情報の保護に関する内部規定（就業規則等で規定している場合も含む。）が策定されていること。	内部規定の写し 例）・個人情報保護規定 ・就業規則（就業規則に個人情報の保護に関する条文が記載されている場合）	左記の提出書類を一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク登録証」の写しに代えることができる。
15	個人情報の保護に関する教育（研修）を実施していること。	従業員に対する教育（研修）の実績が分かる資料の写し（実施日時・場所、参加数、概要などが記載されたもの）	
16	その他警察本部長が必要と認める書類	必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。	